いばらき食べきり協力店登録要領

茨城県県民生活環境部資源循環推進課

１　目 的

循環型社会の形成に向け、一般廃棄物の排出抑制と食品資源の有効利用を推進するため、外食産業等における食品ロス削減の取組を促進するとともに、県民の食品ロス削減に関する意識の向上を図ることを目的として、本要領により「いばらき食べきり協力店」（以下「協力店」という。）の登録を行う。

２　対象事業者

県内で営業している飲食店、宿泊施設（ホテル・旅館）等（以下「店舗」という。）

３　登録要件

次の取組項目のうち、１つ以上の取組を実践する店舗を協力店として登録する。

（１）　客への普及啓発活動

（宴会時の「3010 運動」の実践や適量注文の呼びかけ）

（２）　メニューの工夫

（ハーフサイズや小盛メニューの設定、客の嗜好や年齢層、男女比等に応じたメニューの提案・提供、食事の進み具合に応じた料理の提供等）

（３）　残した料理の持ち帰り

　　　（持ち帰り容器の常備、持ち帰り可能なメニューの設定等）

（４）　（１）～（３）以外で食材のロスや食べ残しを削減する工夫

（顧客情報のデータベース化、ビッグデータの活用等による食品ロスの　削減の取組など）

４　協力店の役割

（１）　「３　登録要件」の取組項目を積極的に実践し、食品ロスの削減に努めること。

（２）　県から交付された登録証その他の啓発資材を店舗内に掲示し、顧客に対して啓発を行うこと。

（３） 県が実施する食品ロス削減のための取組に協力すること。

５　申請方法

（１）　協力店としての登録を希望する者（以下「申請者」という。）は、店舗ごとに「登録申請書（様式１）」を県に提出するものとする。

（２）　申請者は、登録を受けた後、「６　登録店の情報発信」に規定する県の情報発信について、あらかじめ承諾するものとする。

（３） 県は、申請者から提出された申請の内容を確認のうえ協力店として登録し、登録を受けた申請者に対して登録証及び登録ステッカーを交付する。

６　登録店の情報発信

県は、いばらき食べきり協力店一覧を作成し、一覧に記載した店舗の名称、所在地、連絡先、取組内容その他の情報を県ホームページへの掲載その他の方法により、広く県民に情報発信を行う。

７　登録内容の変更

協力店は、登録申請書に記載した内容を変更する場合（取組項目を追加、減少する場合を含む）は、すみやかに「登録変更届（様式２）」を県に提出するものとする。

８　登録の取下げ

（１）　協力店は、「３　登録要件」で選択した取組を満たさなくなった場合及び店舗を廃止する等の理由により取組を中止する場合は、すみやかに「登録取下届（様式３）」を県に提出するとともに、登録証等の掲示を取り止めるものとする。

（２）　県は、提出された届出書の内容を確認し、いばらき食べきり協力店一覧及び県公式ホームページ等の掲載情報から削除する。

９　登録の抹消

（１）　県は、協力店が要件を満たさない場合や、信用を失墜する行為を行うなど協力店として適当ではないと判断した場合は、登録を抹消することができる。

（２）　登録を抹消された店舗は、すみやかにポスター等の掲示を取り止めること。

10　登録期間

登録の有効期間は、登録を受けた日から起算して５年間とする。ただし、「登録更新申請書（様式４）」を県に提出することにより、更新を妨げない。

11　補則

　　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、県が別に定める。

附則

この要領は、平成３０年６月１２日から施行する。

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

この要領は、令和３年８月３０日から施行する。